



光多 長温

都市化研究公室理事長

行政施設の建設・管理運営や行政体の効率化・効果化を図るために、さまざまの官民連携の試みが行われている。公設民営、委託（運営委託・業務委託）、指定管理者、PFI等々である。第三セクター方式も官民連携の嚆矢とも言えよう。最近では空港施設や水道施設のコンセッション方式が導入されている。

疑問を抱くことが多い。官民連携事業のための契約の内容や標準化等に関し、さまざまな議論や努力を積み重ねてきたのは事実であるが、率直に言ってしまうと

疑問を抱くことが多い。官民連携事業のための契約の内容や標準化等に関し、さまざまな議論や努力を積み重ねてきたのは事実であるが、率直に言ってしまうと

求められる内容が異なっている。行政施設の機能に要求される内容自体が変化していることも起り得るし、首長の交代により行政サービスの内容自体が大幅に見直される場合もある。

この官民連携における官と民との取り決めの態様は、永遠の課題とも言える。最近、ヨーロッパで、官民連携の仕組みや契約について、官側から「民間は利益

新たな試みもできてきている。パブリックファイナンスの活用や、共同事業方式への移行の試みである。例えば、将来の「」を契約で取り決めることに限界がある事業に関しては、選定された民間企業と官とが新たな事業体を作り、その中でリスクを処理したり、種々の課題を解決していくというものである。わが国に引き直せば三セクPFIで

官民連携と契約のあり方

行政施設の建設・管理運営や行政体の効率化・効果化を図るために、さまざまの官民連携の試みが行われている。公設民営、委託（運営委託・業務委託）、指定管理者、PFI等々である。第三セクター方式も官民連携の嚆矢とも言えよう。最近では空港施設や水道施設のコンセッション方式が導入されている。

官民連携に際して、官（行政）と民（民間企業）とは契約を締結して事業を進めることになるが、最近官と民との契約は本当に機能しているのだろうか。

官民連携に際して、官（行政）と民（民間企業）とは契約を締結して事業を進めることになるが、最近官と民との契約は本当に機能しているのだろうか。

所

論

諸

論

おける官民連携に相応しい契約は未だに模索中ではないかと思う。近江八幡市民病院や高知県市民病院のPFI事業中途解除においても契約の限界が露呈し、官民契約の有効性が問題とな

原理は利益追求であり、当事者間でビジネスの内容を詳細に取り決めて一定の利益を實現することを目指すことは日常的に行われ、長期契約や多国間契約も可能である。

追えば、官（行政）の主な機能は納税者や住民への行政サービスの提供であり、経済社会の変化・進展により

ある。昨年、EUがこの方式を認めたことから一つの動きとなる可能性がある。償還法の国では、個々の契約の中にさまざまな局面における対応規定やリスク

わが国の官民連携の契約は、まだまだ改善の余地があるのではないかと。時代に逆行するかも知れないが、請負の弾力性、機動性と外国の厳格性を融合したような契約を検討してみてもいいのではないか。

追えば、官（行政）の主な機能は納税者や住民への行政サービスの提供であり、経済社会の変化・進展により

ある。昨年、EUがこの方式を認めたことから一つの動きとなる可能性がある。償還法の国では、個々の契約の中にさまざまな局面における対応規定やリスク

わが国の官民連携の契約は、まだまだ改善の余地があるのではないかと。時代に逆行するかも知れないが、請負の弾力性、機動性と外国の厳格性を融合したような契約を検討してみてもいいのではないか。

わが国の官民連携の契約は、まだまだ改善の余地があるのではないかと。時代に逆行するかも知れないが、請負の弾力性、機動性と外国の厳格性を融合したような契約を検討してみてもいいのではないか。

2014.9.19

月刊建設時報